

居住費の算定資料

■ 居住費の根拠について

入居者一人あたりの居住費（月額）について、算定基礎や考え方などについて、一人あたりの居住費（月額）、建設費用（補助金除く）の一人当たりの相当額、光熱水費、修繕維持費などを盛り込んで説明すること

■ 居住費の設定についての考え方

- 居住費の額については、建設費用等から算定した額の範囲内で設定すること。
- 補足給付の基準額（R3 基準額 60,982 円）を単に設定するのではなく、建設費用や高熱水費等の見込みから根拠のある「居住費相当額」を算定し、その範囲内で設定すること。
- 交付される整備補助金の額を反映させて、居住費を算定すること。

◎ 利用者と施設の契約に関する「ガイドライン」

■ 「居住費」の範囲

- ・ 居住環境に応じて設定（ユニット型個室：室料+光熱水費相当）

■ 「居住費」の水準を決めるにあたっての事項

- ・ 施設の建設費用（修繕・維持費用等を含む。公的助成の有無についても勘案すること）
- ・ 近隣の類似施設の家賃、光熱水費の平均的な水準など

(居住費の算定イメージ)

$$\boxed{\text{居住費}} = \boxed{\text{建設費－補助金}} + \boxed{\text{修繕維持費}} + \boxed{\text{光熱水費}}$$